

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1147

- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

平成27・28年度仙北市競争入札に参加希望の個人・企業の方へ

資格審査申込の受付を開始します

平成27・28年度に、仙北市が発注する建設工事、物品の販売および役務の提供等、測量・建設コンサルタントに係る競争入札（随意契約を含む）に参加を希望する方は、次により受付を開始します。
なお、小規模修繕等に登録されている方は重複して登録できませんのでご注意ください。

- 受付期間／12月15日～平成29年3月31日（土・日曜日、祝日除く）
- 登録区分／①建設工事 ②物品の販売・役務の提供等 ③測量・建設コンサルタント等
- 提出書類／下記参照
- 提出方法

① 持参または郵送による提出（入札参加資格申請書の受領書が必要な場合は、受領書様式（任意）を添付すること。また、郵送の場合は返信用の切手および封筒も同封すること）



- ② 書類一式をA4ファイル（①建設工事は赤色、②物品等の販売または製造・役務の提供は緑色、③測量設計・建設コンサルタント等は灰色）に同じ、表紙および背表紙に商号または名称を記載して提出すること
- 有効期間／受付日から平成29年3月31日まで
- 注意事項
- ① 様式の記載に当たっては、申請日現在の事実または事項を記載すること
- ② 各部門の登録毎に書類一式を提出すること
- 提出・問合せ先
- 〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
入札契約室（田沢湖庁舎）
☎（43）11119

仙北市子ども・子育て支援事業計画(素案)に関する意見公募(パブリックコメント)を行います

新制度のスタートにあわせ、平成27年度から5年間にわたる計画を策定することとし、素案をとりまとめました。年度内策定に向けて、市民の皆様から意見公募を実施します。

- 意見の募集期間／12月1日～1月5日
- 公表する資料／仙北市子ども・子育て支援事業計画(素案)
- 資料の公開場所／西木庁舎（子育て推進課）、田沢湖・角館庁舎（地域センター）、各出張所、仙北市ホームページ
- 意見の募集対象者／市内に住所を有する方、市内の事業所に勤務する方、市内の就学前施設・小学校に通う児童の保護者
- 意見の提出方法／所定の意見書様式により、住所、氏名、電話番号等を明記の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。（持参の場合は、前述の資料公開場所へ提出）
- 意見書様式／専用の様式を、資料の公開場所およびホームページに備えています。

●意見の取扱い／寄せられた意見等は、計画の審議機関である「仙北市子ども・子育て会議」で公開し、策定に向けた議論に活用させていただきます。なお、個別の回答は行いませんのであらかじめご了承ください。

- 提出・問合せ先
- 〒014-0592 仙北市西木町上荒井字古堀田47
子育て推進課（西木庁舎）
☎（43）2280 FAX（47）2116
E-mail fukushi@city.semboku.akita.jp

今後5年の間に農地への住宅建築や事業を計画している方は申請手続きが必要です

仙北農業振興地域整備計画は、前回の平成19年度の見直しから6年が経過したことから、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成26年度から27年度にかけて農業振興地域整備計画の見直し（定期見直し）を行います。
今後5年の間に農地への住宅建

築や事業を計画している方は、申請手続きが必要です。
このため、通常の農業振興地域からの除外および編入手続きは、定期見直し終了まで行うことはできませんのでご注意ください。
また、見直し時に申請された場合は、定期見直し終了予定の平成

- 定期見直しに関する申請受付期間／12月26日(金)まで
- 問合せ／農山村活性化課 農業振興地域整備計画担当（西木庁舎）
☎（43）2206

角館町平福記念美術館からのお知らせ

角館町平福記念美術館は、年末年始と展示替休館日を除いて開館をしていますが、12月から3月の冬期間、毎週月曜日を休館することになりました。
ご来館される皆様にご不便をおかけしますが、ご理解よろしくお願ひします。
また、12月6日(日)から1月29日(木)まで、『第37回児童生徒県南美術展』を開催します。

毎年恒例の子どもたちの作品展です。ぜひご覧ください。(1月12日は祝日ですが、月曜日のため休館となります。)
なお、1月1日(木祝)は例年通り『新年おめでとう』として特別開館していますのでぜひお越しください。お待ちしております。

- 問合せ／角館町平福記念美術館 ☎（54）3888

●提出書類／①建設工事、②物品の販売・役務の提供等、③測量・建設コンサルタント等

提出書類			
①	②	③	
○	○	○	仙北市様式による一式 ※1
○	○	○	委任状（支店・営業所等に契約権限を委任する場合のみ添付すること）
○	○	○	財務諸表類（直前1年間）（申請者が個人の場合はこれに類する書類）
○	○	○	登記簿謄本またはその写し（申請者が法人の場合） ※2
○	○	○	印鑑証明書またはその写し ※2
○	○	○	滞納がないことの証明書（完納証明書）またはその写し ※2 ●法人：市区町村税の証明書（委任している場合は委任先のもの） 税務署からの証明書（その3の3） e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp） ※3 ●個人：市区町村税の証明書 税務署からの証明書（その3の2） e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp） ※3
○	○	○	代理店・特約店証明書の写し（ある場合のみ添付すること）
○	○	○	一般建設業及び特定建設業に係る許可証の写し（建設業法第3条に基づくもの）
○	○	○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※1 仙北市ホームページ「入札・契約」内、各種様式等を参照。
※2 証明書は提出時の直前3か月以内に発行されたものとし、写しを提出する場合は、記載事項が鮮明かつ原寸大のものに限ります。
※3 33ページのおしらせナビ「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になりました」をご覧ください。

仙北市明るい選挙推進協議会からのお知らせ
政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

- 年末年始は何かと贈り物やお祝いをする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。
- 次の①から④までおよび⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。
- ①政治家の寄附の禁止
政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。
 - ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
 - ③政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。
 - ④後援団体の寄附の禁止
後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
 - ⑤年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。
 - ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すすと処罰されます。
- 問合せ／選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1150

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、子育て推進課への申請が必要です。

●今回の改正により新たに手当を受け取れる場合／

- お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

●新たに手当を受給するための手続き／児童扶養手当を受給するためには申請が必要で、事前に子育て推進課へ連絡願います。

●支給開始日／

- 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことによる児童扶養手当が受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件をみたしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から支給できます。
- 平成26年12月から平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

仙北市では、今回の改正で新たに支給対象となる方を把握することができないため、それぞれのご家庭に手続きのご案内をすることができません。お早めに子育て推進課にお問い合わせいただき、忘れずに手続きを行ってください。

●問合せ／子育て推進課(西木庁舎) ☎ (43) 2280

在宅介護生活を支援します

包括支援センターからのお知らせ

《家族介護慰労事業》

- 対象／次の条件すべてに該当する方
- 仙北市に住所を有し、要介護者と住所・生計を同じくしている方
- 市県民税非課税世帯であること
- 申請前月から遡る1年間、要介護4または5と認定され、かつ介護給付等を受けていないこと(介護給付は年間7日以内の短期入所、年間90日以内の入院を除きます)
- 支給額／年額10万円(2人以上の高齢者を介護している場合も同額です)

《家族介護用品支給事業》

- 対象／次の条件すべてに該当する方
- 仙北市に住所を有する方
- 介護を受けている高齢者が要介護認定で要介護4または5であること
- 市県民税非課税世帯であること
- 支給券／1人月額4150円の介護用品券
- 支給方法／指定薬局にて次の介護用品6品目から希望のもの引き換えてください。(紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシヤンパー・ウエットティッシュ)

《共通事項》

- 申請方法／次の3つを揃えて各窓口(地域センター・出張所・包括支援センター)へ申請してください。
- 各申請書(窓口にあります)
- 介護保険被保険者証の写し
- 世帯全員の市県民税非課税証明書(発行手数料は無料になります)
- 問合せ／包括支援センター(西木庁舎) ☎ (43) 2283



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病気見舞

みんなで徹底しよう
三ない運動
贈らない! 求めない! 受け取らない!
これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」 (公財) 明るい選挙推進協会
 総務省 寄附の禁止 検索 明るい選挙推進協会 三ない運動 検索

●特別会計

会計名	予算現計	収入済額(上期)	支出済額(上期)	収入支出差引額
集中管理特別会計	42億7690万円	1万7千円	21億1371万9千円	△21億1370万2千円
下水道事業特別会計	13億6953万5千円	5889万8千円	3億352万2千円	△2億4462万4千円
集落排水事業特別会計	3億6297万8千円	2855万1千円	1億4999万5千円	△1億2144万4千円
浄化槽事業特別会計	1億3100万円	1657万5千円	4275万1千円	△2617万6千円
国保特別会計(事業勘定)	35億7776万2千円	14億6909万3千円	16億635万3千円	△1億3726万円
国保特別会計(田診勘定)	2960万円	497万5千円	528万円	△30万5千円
国保特別会計(神診勘定)	1億760万円	2521万1千円	2146万9千円	374万2千円
後期高齢者医療特別会計	2億9540万円	8846万9千円	8653万8千円	193万1千円
介護保険特別会計	4億6360万円	1億8633万1千円	8485万1千円	1億148万円
生保内財産区特別会計	8104万1千円	6926万9千円	4369万3千円	2557万6千円
田沢財産区特別会計	3206万6千円	1322万8千円	357万9千円	964万9千円
雲沢財産区特別会計	670万円	81万6千円	5万5千円	76万1千円
簡易水道事業特別会計	7億8510万円	2654万8千円	1億8453万円	△1億5798万2千円
特別会計合計	115億1928万2千円	19億8798万1千円	46億4633万5千円	△26億5835万4千円

●住民の負担の状況

区分	市民税(個人)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
調定額(現年課税分)	7億912万3千円	13億3213万2千円	7123万3千円	6億8138万2千円
納税義務者数	1万2028人	1万4022人	9651人	4590人
単位当たりの税負担額	5万8956円	9万5003円	7381円	14万8449円

●財産の状況

区分	前期末現在高	期中増減高(上期)	期末現在高
土地(宅地)	382万5782㎡	3万1417㎡	385万7199㎡
土地(山林)	3638万5828㎡		3638万5828㎡
土地(その他)	3190万2661㎡	△72㎡	3190万2589㎡
建物	19万7847㎡	△382㎡	19万7465㎡
有価証券	4億215万9千円		4億215万9千円
出資金	1億4752万1千円		1億4752万1千円
物品	1886台	2台	1888台
債権	2億7657万4千円	△3119万5千円	2億4537万9千円
基金	48億5068万3千円	2億1902万3千円	50億6970万6千円

●一時借入金の現在高

会計名	限度額	期末借入現在高
一般会計	50億円	
下水道事業特別会計	5億円	
集落排水事業特別会計	5000万円	
浄化槽事業特別会計	6000万円	
国保特会(事業勘定)	1億3000万円	
国保特会(田診勘定)	1000万円	
国保特会(神診勘定)	2000万円	
簡易水道事業特別会計	1億円	
合計	58億7000万円	

●地方債の状況

会計名	前期末現在高	期中増減高(上期借入額)	期中増減高(上期償還額)	期末現在高
一般会計	223億2509万3千円		12億9165万4千円	210億3343万9千円
下水道事業特別会計	54億6464万6千円		2億1505万1千円	52億4959万5千円
集落排水事業特別会計	28億3658万4千円		1億267万4千円	27億3391万円
浄化槽事業特別会計	3億9154万9千円		632万2千円	3億8522万7千円
国保特別会計(神診勘定)	8540万8千円		315万5千円	8225万3千円
介護保険特別会計	3億3248万7千円		1806万円	3億1442万7千円
簡易水道事業特別会計	14億8552万3千円		3962万6千円	14億4589万7千円
合計	329億2129万円		16億7654万2千円	312億4474万8千円

●公営事業の経理の概況

会計名	区分	予算現計	収入済額	収入率	区分	予算現計	支出済額	執行率
病院事業会計	収益的収入	51億8357万8千円	24億6283万4千円	47.5%	収益的支出	73億780万8千円	44億2330万6千円	60.5%
	資本的収入	39億8807万円	3億7544万6千円	9.4%	資本的支出	41億159万9千円	4億4757万円	10.9%
温泉事業会計	収益的収入	3729万4千円	2067万4千円	55.4%	収益的支出	4234万9千円	1701万4千円	40.2%
	資本的収入	1910万円			資本的支出	2922万5千円	674万5千円	23.1%
水道事業会計	収益的収入	4億1224万9千円	1億9116万5千円	46.4%	収益的支出	4億1954万円	1億7636万円	42.0%
	資本的収入	9971万7千円			資本的支出	1億9127万9千円	4782万4千円	25.0%

- 総務課 ☎ 43-1111
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>
- 館館地域センター(サポートセンター) ☎ 43-3309
- 田沢湖地域センター(サポートセンター) ☎ 43-1147

- 田沢出張所(サポートセンター) ☎ 43-1351
- 神代出張所(サポートセンター) ☎ 43-1352
- 西木地域センター(サポートセンター) ☎ 43-2200
- 桧木内出張所(サポートセンター) ☎ 48-2001
- 上桧木内出張所(サポートセンター) ☎ 49-2159

財政状況の公表について

●問合せ/財政課(田沢湖庁舎) ☎ 43-1113

仙北市財政状況の作成及び公表に関する条例(平成17年条例第43号)第2条の規定に基づき、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの期間における仙北市の財政状況を次のとおり公表します。

●歳入歳出予算の執行状況

◎一般会計 歳入

款	当初予算額	補正予算額	予算現計	収入済額(上期)	収入率
市税	25億4739万9千円		25億4739万9千円	16億259万5千円	62.9%
地方譲与税	2億1000万円		2億1000万円	6040万9千円	28.8%
利子割交付金	300万円		300万円	150万5千円	50.2%
配当割交付金	1千円		1千円	90万7千円	90,700%
株式等譲渡所得割交付金	1千円		1千円		
地方消費税交付金	2億9000万円		2億9000万円	1億8192万5千円	62.7%
自動車取得税交付金	1800万円		1800万円	1218万9千円	67.7%
地方特例交付金	500万円		500万円	613万4千円	122.7%
地方交付税	90億円	1億5636万3千円	91億5636万3千円	65億5369万4千円	71.6%
交通安全対策特別交付金	300万円		300万円	187万1千円	62.4%
分担金及び負担金	1億1435万5千円		1億1435万5千円	5091万4千円	44.5%
使用料及び手数料	2億6302万6千円	232万8千円	2億6535万4千円	1億3966万7千円	52.6%
国庫支出金	19億1917万1千円	2186万3千円	19億4103万4千円	6億7583万1千円	34.8%
県支出金	11億6449万5千円	2799万7千円	11億9249万2千円	2億1173万2千円	17.8%
財産収入	2256万7千円		2256万7千円	2071万4千円	91.8%
寄附金	2千円		2千円	103万円	51,500%
繰入金	7億7602万4千円	1億1750万円	8億9352万4千円		
繰越金	1億4872万1千円	2億1890万6千円	3億6762万7千円	3億6762万7千円	100%
諸収入	7億3834万5千円	341万7千円	7億4176万2千円	1億7587万7千円	23.7%
市債	15億1120万円	3950万円	15億5070万円		
歳入合計	187億3430万7千円	5億8787万4千円	193億2218万1千円	100億6462万1千円	52.1%

◎一般会計 歳出

款	当初予算額	補正予算額	予算現計	支出済額(上期)	支出率
議会費	1億8960万3千円		1億8960万3千円	8363万4千円	44.1%
総務費	20億7911万円	5462万9千円	21億3373万9千円	3億2894万2千円	15.4%
民生費	50億1681万6千円	2804万3千円	50億4485万9千円	18億4749万4千円	36.6%
衛生費	23億5923万円	714万円	23億6637万円	7億5274万4千円	31.8%
労働費	9831万7千円	856万円	1億687万7千円	6346万6千円	59.4%
農林水産業費	9億314万2千円	4350万8千円	9億7500万円	1億5397万9千円	16.3%
商工費	8億1332万5千円	1億550万5千円	9億6833万円	4億7279万8千円	51.5%
土木費	20億2590万6千円	2億8910万2千円	23億1500万8千円	4億960万円	17.7%
消防費	7億446万円	159万円	7億605万円	4億1761万5千円	59.1%
教育費	15億7584万8千円	6301万5千円	16億3886万3千円	3億5888万5千円	21.9%
災害復旧費	1億1739万9千円	90万8千円	1億1830万7千円	4649万3千円	39.3%
公債費	28億561万8千円		28億561万8千円	14億4134万8千円	51.4%
諸支出金	1千円		1千円		
予備費	4553万2千円	△1412万6千円	3140万6千円		
歳出合計	187億3430万7千円	5億8787万4千円	193億2218万1千円	63億7699万8千円	33.0%

※歳入歳出とも継続費および繰越明許費を含む。 ※歳出予算現計は、予備費充用後の額である。(以下同じ。)